

条例の構造（修正案 ver. 3）

前文

I 総則

- (1) 目的
- (2) 条例の位置付け
- (3) 定義
- (4) 基本理念
- (5) 基本原則
 - ア 情報共有の原則
 - イ 市民参画の原則
 - ウ 協働の原則

II 市民・議会・行政執行機関の役割と責務

1 市民の役割と責務

- (1) 市民参画の権利
- (2) 権利の行使と責任の履行
市民の知る権利
- (3) 市民の知る権利
市民の役割と責務

2 議会の役割と責務

- (1) 議会の役割と責務
- (2) 開かれた議会
- (3) 議員の役割と責務
- (4) 議員の情報公開
- (5) 議員の研鑽

3 行政の役割と責務 執行機関

- (1) 市長の役割と責務
- (2) 職員倫理と意識
執行機関の役割と責務
- (3) 職員の責務

III ~~基本原則に基づく自治運営の制度等~~ 市民自治の推進1. 基本原則による推進

- | | | |
|---|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>情報共有による自治運営</u> <ol style="list-style-type: none"> ア <u>情報公開制度 情報の共有</u> イ <u>個人情報保護 情報公開</u> ウ <u>個人情報の保護</u> | <ol style="list-style-type: none"> (2) <u>市民参画・協働による自治運営</u> <ol style="list-style-type: none"> ア 市政への市民参画の推進 イ パブリックコメント手続 ウ 附属機関等の委員の公募 エ 住民投票 <u>協働のパートナーの育成</u> | <ol style="list-style-type: none"> (3) <u>協働</u> <ol style="list-style-type: none"> ア <u>協働の推進</u> イ <u>市民による地域のまちづくりの推進</u> ウ <u>地域コミュニティ協議会</u> エ <u>市民活動団体</u> |
|---|--|---|

2. 市民自治推進の制度等

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>行政組織の編成 総合計画</u> (2) <u>要望・苦情への対応 財政運営</u> (3) <u>行政の説明責任 説明責任</u> (4) <u>安全安心の優先確保 要望等への対応</u> (5) <u>外部監査 行政手続</u> | <ol style="list-style-type: none"> (6) <u>財政運営 行政評価</u> (7) <u>総合計画の位置付け 外部監査</u> (8) <u>行政組織の編成</u> (9) <u>危機管理体制の整備等</u> |
|---|--|

IV 連携と協力、改正等

- (1) 国や他の地方公共団体との協力
- (2) 本条例の進捗管理
- (3) 改正・見直し

_____は、前回協議分。

-----は、今回協議いただく部分。